

京都市告示第509号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年 2月10日

京都市長 榎本 頼兼

名 称	位 置	供用開始の期日
垣ノ内公園	山科区四ノ宮垣ノ内町 14番2	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)